

○小野課長補佐 定刻となりましたので、ただいまより第40回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議は公開となっておりますが、あらかじめ事務局より傍聴を希望された方を対象に音声のみの傍聴という形を行っております。

本検討会はオンライン併用ですので、一部の委員はオンラインでの参加となっております。音声による傍聴と委員のオンラインでの御参加もごございますので、各委員におかれましては、お名前を名乗ってから御発言いただきたいと思います。なお、御自身の発言のない場合はマイクを切っていただきたく思います。

会議に先立ちまして、大臣官房生活衛生・食品安全審議官の佐々木審議官から御挨拶を申し上げます。

○佐々木審議官 改めまして、生活衛生・食品安全審議官の佐々木でございます。

分科会委員の皆様におかれましては、平素より厚生労働行政、とりわけ生活衛生行政の推進に御理解、またお力添えいただいておりますことに、この場を借りて心からお礼を申し上げます。

さて、3年に及び4年目に入った新型コロナウイルス感染症対策、また昨年からの国際情勢を受けた様々な要因、こうした中で国民の生活、また、それに伴って皆様方、生活衛生関係の営業も厳しい状況にあるかと思えます。

こうした中で、私ども厚生労働省といたしましては、全国生活衛生営業指導センターや都道府県センター、日本政策金融公庫、関係省庁などと連携を図りながら、今後とも一層の支援に努めたいと考えております。

そして、今日から国会が始まります。関連予算、また、様々な法制度の整備等に取り組んでまいりたいと思えます。

本日の分科会では、前回に引き続き、飲食店営業等の振興指針の改正に関する御審議をお願いしております。前回の御審議において、業界からの御報告に基づき、生活衛生関係営業者の課題など振興指針に反映すべき事項について、各委員から貴重な御意見をいただきました。本日はそれらを踏まえ、私ども事務局において修正案を準備しております。この内容について、各委員より忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、私からの挨拶といたします。

先ほど申し上げたとおり、国会の関係でもし呼び出しがあった場合、途中で抜けることもあろうかと思いますが、どうぞ御審議のほど、よろしく願いいたします。

○小野課長補佐 続きまして、本日の出席状況について報告させていただきます。松山委員、吉井委員から欠席の旨、御連絡をいただいております。また、田中委員、友岡委員に

おかれては途中退席されるという御連絡をいただいております。さらに、後藤委員におかれては少し遅れて出席とお伺いしております。遅れて来る後藤委員を含めまして、委員総数23名中21名の委員の出席をいただいておりますので、厚生科学審議会令第7条第1項の規定により、本日の会議は成立したことを報告いたします。

また、日本政策金融公庫国民生活事業部生活衛生融資部、鯨井佳則部長に参考人として御出席いただいております。

続きまして、厚生労働省の事務局を紹介させていただきます。

佐々木生活衛生・食品安全審議官です。

生活衛生課長補佐の小野でございます。

本日はよろしく願いいたします。

この後の進行は、芳賀会長にお願いしたいと思っております。

○芳賀分科会長 皆様、こんにちは。分科会長を務めさせていただきます芳賀でございます。本日はよろしく願いいたします。

それでは、早速、本日の議事に入りたいと思っております。初めに、事務局より資料の確認をお願いいたします。

○小野課長補佐 資料の確認をさせていただきます。

まず、議事次第、座席表がございまして、続きまして資料1、2、3、4、参考資料1、2となっております。

過不足等がございましたら、事務局にお申しつけください。

以上です。

○芳賀分科会長 今回は紙で資料が配付されていますけれども、皆様、おそろいでしょうか。もし足りなかったら手を挙げてください。

ありがとうございました。

それでは、次第に沿って議事を進めたいと思っております。

まず、議題（1）「飲食店営業関係等の振興指針の改正方針について」、事務局より資料1、2、3、4の御説明をお願いします。

○小野課長補佐 それでは、事務局より資料1について説明させていただきます。

まず、前回の議論のまとめといたしまして、令和5年1月12日に第39回生活衛生適正化分科会を開催させていただき、その際、資料2、4、6の事務局案についての御意見、業界からの現状を踏まえて振興指針に反映すべき内容、生活衛生関係事業者の課題、今後積極的に進めていくべき取組等で振興指針に反映すべき内容について御審議をいただきました。振興指針について複数の委員から御意見をいただきまして、その御意見に基づきまして、事務局において振興指針の修正案について作成しております。

まず、改正箇所のうち1点目でございます。資料1の1ページ下段に記載させていただいておりますが、改正箇所といたしまして、「第四 振興の目標を達成するために必要な事項」  
「2 経営課題への対処に関する事項」「二 営業者に対する支援に関する事項」「1 組

合及び連合会による営業者の支援」の「(2) サービス、店舗及び設備の改善並びに業務の効率化に関する事項」において、現在の記載に、赤字下線箇所である「情報提供等」以降の「を行い、業界全体で新型コロナウイルス感染症や物価高騰などの影響による業績悪化からの回復を目指すとともに、今後デジタル化が推進され、事業の効率化・高付加価値化が進むよう」までを追記させていただければと考えております。

こちらの考え方ですが、前回の御審議において、小林委員より、今般の新型コロナウイルス感染症や物価高騰などの諸課題を乗り越えていくために、組合が中心となり様々な情報提供などを行っていただき、業界全体で業績悪化からの回復を目指していくといった趣旨の御発言をいただくとともに、生活衛生業界全体でデジタル化がまだまだ進んでいないため、今後は生活衛生関係においてもデジタル化を推進し、業務の効率化や高付加価値化を進めるといった御趣旨の発言をいただきましたので、そちらを指針に反映させていただいているものでございます。

続きまして、修正箇所の2点目でございます。資料1の2ページ目となりますが、新旧対照表の1つ目の枠に記載しております点で、「第四 振興の目標を達成するために必要な事項」「2 経営課題への対処に関する事項」「二 営業者に対する支援に関する事項」「1 組合及び連合会による営業者の支援」の中の「(5) 経営課題に即した相談支援に関する事項」において、現在の記載に、赤字下線箇所である「さらに、複雑な税制を生活衛生関係営業者に分かりやすく周知し、税制に関する知識の普及を図り、経営改善につなげることが期待される」といった記載を追記させていただければと考えております。

こちらの考え方ですが、同じく前回の御審議において保志委員より、生活衛生関係には様々な税制優遇措置があるが、その内容は浸透し切れていないという現状を踏まえ、複雑な税制を生活衛生関係営業者に分かりやすく周知し、税制に関する知識の普及を図り経営改善につなげるといった記載をしてはいかがかという御趣旨の発言をいただきましたので、そちらを指針に反映させていただいているものでございます。

続きまして、修正箇所の3点目でございます。新旧対照表の2つ目の枠に記載しております点で、「第四 振興の目標を達成するために必要な事項」「2 経営課題への対処に関する事項」「二 営業者に対する支援に関する事項」「1 組合及び連合会による営業者の支援」の「(7) 事業の共同化及び協業化に関する事項」について、赤字下線について記載しております。「生活衛生関係営業は、大半が小規模・零細事業者である。少子・高齢化、環境・エネルギー問題、物価高騰、賃上げ等の課題が生じる中で、個々の事業者が単独で施設整備や技術力向上等を進めるには限界があり、組合が中心となり、業界として、共同事業や協業化の取組を進めていくことが必要である。このため、組合においては、地域との連携を図りつつ、諸課題に対応するための共同事業や協業化の取組を行うことが期待される」といった追記をさせていただければと考えております。

こちらの考え方ですが、同じく前回の御審議において田中委員より、生活衛生営業者は大半が小規模・零細事業者であることや、今般の新型コロナウイルス感染症、物価高騰等

の課題が生じる中で、個々の業者が単独で施設整備等々を進めるには限界があること、今後は組合が中心となり業界として共同事業や協業化の取組を進めていくことが必要であり、組合においては諸課題に対応するための共同事業や協業化の取組を行うといった御趣旨の御発言をいただきました。また、松野委員より、事業の実施に当たりましては地域との連携を図っていくことが必要ではないかといった御趣旨の発言をいただきましたので、その御発言を指針に反映させていただいております。

続きまして、修正箇所4点目でございます。新旧対照表の3つ目の枠に記載をさせていただいております点で、「(11) 食品関連情報の提供や行政施策の推進に関する事項」において、現在の記載に、赤字下線箇所である「特に、令和5年10月1日から開始されるインボイス制度（適格請求書等保存方式）については国等が実施する説明会等により周知に努めることが期待される」といった記載を追記させていただければと考えております。

こちらの考え方ですが、同じく前回の御審議において、こちらも田中委員より、令和5年10月1日から開始されるインボイス制度については、組合員には内容についての理解が十分でない可能性があることを踏まえまして、国等が実施する説明会などによりインボイス制度の周知に努めることを記載してはどうかといった御趣旨の発言をいただきましたので、そちらを指針に反映させていただいているものでございます。

続きまして、3ページ目となります。こちらは分科会後にいただいた御意見でございますが、「第五 営業の振興に際し配慮すべき事項」「六 禁煙等に関する対策」の「(2) アルコール類の提供」において、赤字で下線を引いてあるところでございますが、「20歳未満の者へのアルコール類の提供禁止」といったものを記載してはどうかということを片山委員より御提案いただきましたので、追記をさせていただいております。

同じく「第五 営業の振興に際し配慮すべき事項」「九 働き方・休み方改革に向けた対応」のうち「1 業者に求められる役割」の(5)の記載に、例示として「カスタマーハラスメント」を追記してはどうかといった御提案も片山委員よりいただきましたので、そちらを反映しているものでございます。

資料1に関しましては、事務局からの説明は以上となります。

資料2から4につきましては、それぞれの業界の指針についての新旧対照表となっております。原則的に今、資料1のほうで説明させていただきました記載に沿って修正しておりますので、こちらの詳細の説明については割愛させていただければと考えております。

資料についての事務局からの説明は以上となります。

○芳賀分科会長 ありがとうございます。

事務局から追加の指針の改正案について御説明いただきましたので、委員の皆様から御意見や御質問をいただきたいと思っております。発言の際は、挙手をした上で、オンライン参加の委員につきましては「手を挙げる」ボタンで挙手の上、私が指名してから御発言いただきますよう、御協力をお願いいたします。

それでは、御意見、御質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。

田中委員、挙手していただきました。お願いします。

○田中委員 ありがとうございます。

振興指針の改正案を作成いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、事業の共同化・協業化に関しましては、大半が小規模・零細事業者である生活衛生関係営業が、改正案に記載があるようなエネルギー問題や物価高騰などの諸問題を抱える中で、単独での事業実施が難しいことが考えられるわけでございます。今後は、組合が中心となって共同事業を進めていく必要があるのかと考えています。

振興指針案にも記載をいただくことになる、こういった記載を基に、今後積極的に組合において事業の共同化、また協業化を進めていければいいなと考えております。

以上です。

○芳賀分科会長 ありがとうございます。

振興指針に従って、これからも共同化等を進めていただけるという御意見でした。ありがとうございます。

ほかの委員から御意見、御質問等はございませんでしょうか。

保志委員、お願いします。

○保志委員 社交飲食業生活衛生同業務組合の保志でございます。

先日、第39回の分科会におきまして、私からの発言に基づき指針の修正案を作成いただきまして、ありがとうございます。

社交業界としては、まだまだ新型コロナウイルス感染症からの影響から抜け出し切れていない点もあることから、生活衛生関係に認められている優遇措置については、積極的に活用していきたいと思っております。

その優遇措置の1つである税制優遇措置について、生活衛生全体でも幅広く知っていただき、経営改善につなげていけるよう、業界全体で取組を進めていけるようにしていければと思っております。よろしく願いいたします。

○芳賀分科会長 ありがとうございます。

前回いただいた御意見がちゃんと反映されているということを御確認いただきまして、ありがとうございます。

オンラインの片山委員、挙手していただいております。片山委員、お願いします。

○片山委員 片山と申します。よろしく願いいたします。

前回、適切なタイミングで意見を述べることができず、申し訳ありませんでした。

今回、職場で働く者の課題として、20歳未満の者へのアルコール類の提供禁止やカスタマーハラスメント対策を取り入れていただき、感謝申し上げます。

各業界の職場の環境がよくなることを期待しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○芳賀分科会長 ありがとうございます。

すみません、前回のときに私が挙手しているのを見逃してしまったようでして、本当に

失礼いたしました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

小林委員、お願いします。

○小林委員 小林でございます。

事務局様におかれましては、この指針案の製作、どうもありがとうございました。私から話をしましたデジタル化の推進というところもちゃんと入れていただきまして、本当にありがとうございます。

飲食業も同じで、新型コロナウイルスの打撃が冷めやらぬ中、物価も高くなる。本当に大変な毎日でございます。その大変なところがデジタル化で全部補えるかというとなかなか大変だとは思いますが、デジタル化をすることによってこれだけいいことがあるのだというのをもっと組合で具体案を出しながら、飲食業は皆さん同じだと思いますが、経営者が実際に働いているというか、コックであったり、板前であったり、女将であったりというように、実際に経営だけをやっているということが少ないので、デジタル化と一口で言われましてもちょっと分からない、そんなことは私たちは関係ないのではないかという気持ちですごく強く残ってしまっている業界だと思いますので、個々の組合、私たちの組合も含めて、こういうふうにはデジタル化をしたら、このようなすばらしい効果があったと。実際問題幾らお金が減ったであるとか、そういうところまで踏み込んで組合で取り組んでいけたらと思いますので、これからも御指導をお願いいたします。

ありがとうございました。

○芳賀分科会長 ありがとうございます。

前回いただいた御意見がちゃんと反映されていたということで、ありがとうございます。

ほかの委員の方々から、御意見、御質問等、ほかにありますでしょうか。

ありがとうございました。

特に御意見もございませんので、これにて振興指針の改正方針について、分科会了解ということで進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○芳賀分科会長 前回いただきました御意見がきちんと網羅的に反映されていることも確認できました。皆様方のおかげで適切にアップデートできたのではないかと思います。

前回いろいろと各業界の方から御意見等々をいただきましたけれども、本当に逆風ばかりで大変だと思いますが、この振興指針を役立てていただければと思います。

ありがとうございました。

それでは、事務局におかれましては、本日了解いただいた改正案に基づいて、振興指針改正の告示に向けて作業を進めていただきたいと思います。

その他、事務局から何かございませんでしょうか。

○小野課長補佐 本日は、また活発な御意見等々をいただきまして、ありがとうございました。

本日の議事録につきましては、原稿ができ次第、各委員に送付、確認いただき、厚生労働省ホームページにおいて公表させていただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○芳賀分科会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第40回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」を終了いたします。速やかな進行ができましたこと、お礼申し上げます。本日はお忙しいところ御参集いただきまして、ありがとうございました。